

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成31年1月31日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800419号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800100号

## 第1 結論

請求者のA社(以下「本社」という。)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和53年10月21日から同年11月21日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和53年10月21日から同年11月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和53年10月21日から同年11月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年10月21日から同年11月21日まで

B工場に勤務していた当時の昭和51年11月21日付けで本社へ転勤となり、C国工場へ出向した。昭和53年11月21日に帰国し、再びB工場に転勤したが、厚生年金保険の記録は同年10月21日に本社の被保険者資格を喪失した記録となっており、退職した事実がないにもかかわらず1か月間の空白期間がある。当該請求期間も同社に継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された昭和60年11月1日付けで発行された勤続10年の感謝状、本社の事業主及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は請求期間において同社に継続して勤務し(昭和53年11月21日に本社からB工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の本社に係る事業所別被保険者名簿における昭和53年9月の記録から、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日を誤って届け出たと思われる旨の回答をしていることから、社会保険事務

所（当時）は、請求者に係る昭和 53 年 10 月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800417号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800031号

## 第1 結論

昭和50年\*月\*日から昭和56年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年\*月\*日から昭和56年4月1日まで  
(昭和50年\*月から昭和56年3月まで)

請求期間当時、私は学生であったが、両親と同居しており、両親が私の国民年金の加入手続きをしてくれ、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。両親は亡くなっており、両親の年金関連資料が入った手提げ金庫は、平成\*年に空き巣被害に遭ったので、一緒に入っていたはずの私の年金手帳などの資料等は無くなってしまったが、請求期間当時同居していた妹が、母親から国民年金の加入と保険料納付に関わる話を聞いており、妹が記載した上申書を提出するので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は学生であったが、両親と同居しており、両親が請求者の国民年金の加入手続きをしてくれ、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである旨陳述し、請求期間当時同居していた妹が記載した上申書を提出している。

しかしながら、学生が国民年金の強制加入被保険者とされたのは平成3年4月1日からであり、それまでは、学生の国民年金への加入は任意とされ、任意加入の申出を行い、申出した日に国民年金の被保険者資格を取得し、申出日の属する月以後の国民年金保険料について納付できるとされていたところ、請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の保険料を納付してくれたとする両親は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができず、請求者自身は、国民年金の加入手続き及び請求期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、国民年金の任意加入は、制度上、遡って加入手続きを行うことができず、請求期間について国民年金保険料を納付するためには、当時住民登録をしていたA市において、任意加入の手続きを行い国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があったが、社会保険オンラインシ

システム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに昭和50年\*月から昭和56年4月までの期間について、同市において払い出された国民年金手帳記号番号を国民年金手帳記号番号払出簿により全件確認したものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていないと考えられ、請求者は国民年金に加入しておらず、請求期間の保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間当時同居していた妹が、母親から国民年金の加入と保険料納付に関わる話を聞いているとして、妹が記載した上申書を提出しているが、当該上申書には、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に係る具体的な記載はなく、請求者の妹は、母親から加入手続の時期及び場所など具体的な話は聞いていないとしており、請求者の国民年金の加入手続が行われ、請求期間の保険料が納付されていたこととはうかがえない。

加えて、請求者の妹は、短期大学2年の秋頃に、母親から国民年金保険料を納めることにすと言われたとしているが、20歳時の昭和55年\*月から昭和56年3月までの学生であった期間については、A市において国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、当該期間は国民年金の未加入期間とされている。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料(年金手帳等)及び請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。